

57 みどりの食料システム戦略の実現に向けた農林業のスマート化・グリーン化の推進について

【農林水産省】

【提案・要望】

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、ロボットやAI、ICTなどの革新的な技術を活用したスマート農林業に加え、環境負荷を低減したグリーン栽培技術について、地域、年齢、経営規模にかかわらず、より多くの農林業者が取り組めるよう、以下の措置を講じること

- 1 離島、中山間地域など条件不利地域においても導入可能なスマート農林業技術の開発・実証と普及の取組に必要な予算を確保すること
- 2 中小規模の農林業者でもスマート農林業技術を導入・利用できるようなするためのコスト縮減対策、シェアリングや作業受託など新たな農林業支援サービスの育成・普及を推進すること
- 3 農畜産物の生産・流通・消費に係るデータを活用し、消費者や実需者に選ばれる産地・商品づくりを図るスマートフードチェーンの構築を支援すること
- 4 慣行栽培からグリーン栽培体系への転換に向けた取組や有機農業の先進地域づくりなど、本県農業のグリーン化を推進するための予算を確保すること
- 5 有機農産物等グリーン栽培農産物の消費拡大に向け、環境負荷低減効果の情報発信及び国民への意識醸成のための取組を強化すること
- 6 環境負荷を低減した持続性の高い農業生産活動を推進するために必要な技術の開発を推進するとともに、環境保全型農業直接支払交付金の予算を十分に確保すること

【本県の現状・課題等】

本県は、離島、中山間地域を多く有し、全国と比較して急傾斜地の比率が著しく高いなど、条件不利地域が多いことから、農業者1戸あたりの経営面積も全国と比較して65%と経営規模も小さい。

農業就業人口については、平成27年は34,440人で10年間で35%減少しており、今後も、高齢化がさらに進行すると予測されている。

このような状況の中、農林業の収益性を向上させ、儲かる姿を見せることで多くの担い手を確保するためには、ロボットやAI、ICTなどのスマート農林業技術を積極的に導入し、農作業の省力化・軽労化に取り組み、生産性を飛躍的に向上させることが不可欠であるが、現状は多くのスマート農機は導入・利用コストが高く、普及の妨げになっている。あわせて、農産物の販売力強化を図るためには、ビッグデータの活用等により、消費者や実需者の視点を反映した選ばれる産地・商品づくりが不可欠となっている。

また、環境負荷を低減した有機栽培や特別栽培の取組はごく一部にとどまっており、みどりの食料システム戦略の実現に向けて本県農業のグリーン化を推進するためには、より多くの農業者が取り組みやすい技術の開発とともに、その普及に向けた環境保全型農業直接支払交付金の十分な予算確保と、各産地の栽培条件に適応した慣行栽培からグリーン栽培体系への転換や有機農業の先進地域づくりに対する強力な支援が必要となっている。併せて消費者がグリーン栽培農産物を選択し、適正な対価を支払うことで社会全体でグリーン栽培の取組を支えられるよう、グリーン栽培によるCO₂削減効果等の見える化と情報発信、学校給食への活用や食育など国民の意識醸成に向けた取組を強化することが不可欠である。

＜スマート農林業・グリーン栽培技術の導入による本県農業の目指すべき姿＞

| | | |
|---|---|--|
| <p>1. 条件不利地域でも導入可能なスマート農業技術の確立</p>  <p>ラジコン草刈機による傾斜地の除草</p> <p>中山間地や離島を多く有する本県の条件にあった技術の確立・普及</p> | <p>2. コスト削減のための利用体系やサービスの確立</p>  <p>ドローンによる多目的利用（防除・施肥・播種等）</p> <p>スマート農機などの多目的利用、シェアリングや作業受託など新たな農業支援サービスを実現</p> | <p>3. スマートフードチェーンの構築</p>  <p>ブロッコリー生育・出荷予測</p> <p>生育・出荷予測による消費者ニーズ（時期・量等）に合わせた計画出荷と安定供給を実現</p> |
|---|---|--|

| <p>4. 生産のグリーン化に係る取組の推進</p> <p>地域の慣行栽培</p> <p>検証</p> <p>環境にやさしい栽培技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬使用量削減 ・化学肥料使用量削減 ・有機農業への転換 ・温室効果ガスの排出削減 等々 <p>省力化に資する技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リモコン式除草機 ・畝たて同時施肥 ・抵抗性品種 ・ドローン散布 ・生分解性マルチ等々 <p>慣行栽培からグリーン栽培体系（環境低負荷かつ省力的技術）への転換を検証し、産地へ普及させる</p> | <p>5. 有機・特別栽培の取組の推進</p> <p>長崎県有機・特別栽培面積(ha)と取組割合(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>有機 (ha)</th> <th>特別栽培 (ha)</th> <th>取組割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>77</td> <td>1,103</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>184</td> <td>1,082</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>183</td> <td>1,426</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>162</td> <td>1,696</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>175</td> <td>1,616</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>195</td> <td>1,652</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>有機栽培や特別栽培の取組はごく一部にとどまっており、その拡大を図るために、生産から消費までの取組を強力に推進する必要がある</p> <p>※取組割合は経営耕地面積（農林業センサス）に対する有機・特別栽培面積割合</p> | 年度 | 有機 (ha) | 特別栽培 (ha) | 取組割合 (%) | H22 | 77 | 1,103 | 4% | H24 | 184 | 1,082 | | H26 | 183 | 1,426 | | H28 | 162 | 1,696 | | H30 | 175 | 1,616 | | R2 | 195 | 1,652 | 7% |
|---|--|-----------|----------|-----------|----------|-----|----|-------|----|-----|-----|-------|--|-----|-----|-------|--|-----|-----|-------|--|-----|-----|-------|--|----|-----|-------|----|
| 年度 | 有機 (ha) | 特別栽培 (ha) | 取組割合 (%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H22 | 77 | 1,103 | 4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H24 | 184 | 1,082 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H26 | 183 | 1,426 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | 162 | 1,696 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 175 | 1,616 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R2 | 195 | 1,652 | 7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【提案・要望実現の効果】

(項目1・2・3)

離島や中山間地を多く有する本県の地域特性にあったロボットやAI、ICTなどの革新的なスマート農林業技術を取り入れた「ながさき型スマート産地」づくりを推進し、農林業者の所得向上と産地の維持・拡大につなげる。

(項目4・5・6)

これまでの環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機農業、特別栽培に取り組む生産者への支援に加えて、慣行栽培からグリーン栽培体系への転換や有機農業先進地区の創出に向けた取組への支援により、本県における「みどりの食料システム戦略の実現」に向けた取組が推進される。

58 農業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【農林水産省】

【提案・要望】

農業の収益性向上に向けた生産対策として、機械施設の整備に対する支援に加え、以下の支援を充実・強化すること

- 1 園芸産地の維持・発展を図るため、露地野菜の安定供給体制の構築、施設野菜・花きの環境制御技術の導入、果樹・茶の優良品種への改植や園内道整備等の取組に対する予算を十分に確保すること
- 2 水田農業の経営安定を図るため、麦・大豆等の生産性向上とニーズに対応した産地の育成、水田への園芸作物の導入等による水田フル活用に必要な予算を引き続き確保し、地域の実情に応じたきめ細かな運用を行うこと
- 3 農業者が良質かつ低廉な種子や資材等を安定的に利用できるようにするため、
 - (1) 県において稲・麦・大豆の種子の安定供給体制を確保する取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずること
 - (2) 農業用ハウスや肥料、農薬のコスト縮減等に向け、技術開発や財政支援措置などの必要な施策を強化すること

【本県の現状・課題等】

- 1 本県では、JAの生産部会等が「産地計画」を策定し、所得向上に向けた取組を進めているが、農業従事者の減少と高齢化が進行し、主な担い手である認定農業者も減少している中で産地の維持・発展を図るためには、産地計画に基づく生産性向上に向けた取組に対する支援の継続が不可欠である。
- 2 本県では、水田農業の収益性向上を図るため、「人・農地プラン」に作付計画を連動させる「人・農地・産地プラン」を推進しており、プランの実現に向けて、戦略作物や地域特性に応じた園芸作物の導入、作目毎の団地化等の支援の継続が不可欠である。
- 3 本県では、主要農作物種子法の廃止に伴い、平成30年3月に「長崎県主用農作物種子制度基本要綱」を制定し、稲・麦・大豆の種子を従来どおり安定供給する体制を確保している。これらの取組を継続するためには、引き続き地方財政措置が必要である。また、農業所得の向上を図るためには、近年、高止まりしている農業用ハウスの導入コストをはじめ、原料価格の高騰が続く肥料や農薬等も含めた農業生産に不可欠な資材のコスト縮減が重要である。

1 施設野菜による環境制御技術導入事例
(大村市)



2 みかん改植による作業性の向上事例
(西海市)

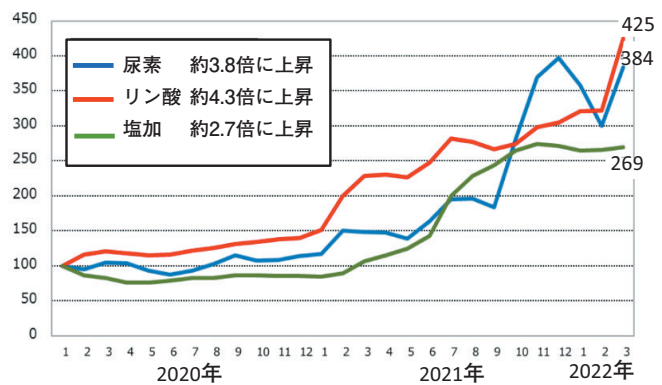


3 水田フル活用によるキャベツ栽培事例
(波佐見町)



4 主な肥料原料の価格推移

指数 (2020年1月を100とした場合の推移)



出典：J A全農 耕種総合対策部より

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

野菜・果樹・花き・茶産地における生産性の向上により、産地の維持拡大が図られる。

(項目2)

戦略作物の面積拡大、野菜等の園芸作物の導入促進により、農業所得向上による経営安定が図られる。

(項目3)

農業者に高品質で安価な種子を供給し、種子更新率を高め、高品質多収生産を図ることが可能となり、農業所得の向上につながる。

施設建設費や生産資材、輸送などのコスト縮減に向けた技術を開発し、現地へ普及することで、農業者の所得向上及び産地の維持拡大につながる。

農業者は低コストの生産資材を利用することが可能となりコスト縮減につながる。

59 安定した農業経営継続に必要な対策の充実について

【農林水産省】

【提案・要望】

- 農業経営を安定して継続できるよう、以下の支援を行うこと
- 1 野菜価格安定制度を堅持するとともに、必要な予算を確保すること
 - 2 農業経営の一層の安定化と消費者への野菜安定供給を両立するため、農業経営収入保険制度と野菜価格安定制度の同時加入を恒久化すること
 - 3 近年の多発化・激甚化する自然災害は、局地的に深刻な被害を受けるケースもあることから、1 地方自治体での農林業被害額を考慮するなど、経営再建に向けた支援パッケージの発動要件を見直すこと
 - 4 ミカンコミバエ等の重要病害虫については、迅速な初動防除の実施及びまん延防止対策の徹底にかかる対策並びに必要な予算を措置すること
 - 5 配合飼料価格安定制度の安定的な運用を図るための必要な予算を確保するとともに、飼料価格が高止まりした場合においては持続的に畜産経営への負担が軽減されるような対策を講じること
また、輸入に依存している粗飼料について、安定確保並びに国内生産への転換に必要な施策を講じること
 - 6 施設園芸・茶に対する燃油高騰対策について十分な予算を確保するなど必要な対策を講じること
 - 7 家畜伝染病への対応について
 - (1) 海外からのアフリカ豚熱等の侵入を防止するため、指定港等における検疫体制を強化するなど万全の対策を講じるとともに、早急なワクチン開発を行うこと。また、国内でまん延している豚熱の感染経路や感染拡大の原因究明と徹底した感染拡大防止対策を講じること
 - (2) 家畜伝染病予防費負担金については、県の判断で実施する鳥インフルエンザまん延防止のための緊急消毒にも活用可能なものとする
 - (3) 家畜伝染病対応に不可欠な公務員獣医師の安定確保対策を強化すること

【本県の現状・課題等】

- 1 近年、野菜価格は低下傾向であり、野菜経営の安定化のため、価格下落による農家の減収を補てんする野菜価格安定制度の堅持と十分な予算確保が必要である。
- 2 両制度の同時加入期間は2年間に延長されたが、野菜経営の安定化と消費者への野菜の安定供給を両立するため、同時加入の恒久化が必要である。
- 3 令和2年の台風による本県の農業被害は極めて深刻なものであったが、進路が九州の西端となり被害範囲が本県及び周辺の一部に限定されたことから国の支援パッケージは発動されなかった。今後も自然災害の発生状況や地理的要因から広域的な被害と同様に局地的に特別な被害を受けることも十分にあり得る。
- 4 ミカンコミバエは令和3年に、県内各地で多数の誘殺および寄生果実が発見された。防除対策の実施に当たっては、誘殺板の購入や航空防除の委託、果実処分等に多額の費用が必要となる。ジャガイモシストセンチュウにおいても継続的に対策に取り組んでおり、重要病害虫対策で十分な予算措置が必要である。
- 5 配合飼料価格の高騰が続いている中、配合飼料価格安定制度では飼料価格が高止まりした場合には補填が発動しないことから、持続的な畜産経営への負担が軽減される対策が必要である。
また、輸入に依存し不安定な供給状況が生じている粗飼料について、自給飼料の生産拡大を支援する施策など、国内生産転換に必要な対策が必要である。
- 6 本県の主要品目である施設園芸においては、経営費に占める燃料費の割合が高いため、燃油価格の高騰が農業経営に大きな影響を与えている。
- 7 家畜伝染病への対応について
 - (1) 本県では、長崎空港などの指定港等において、動物検疫所による水際対策が実施されているが、より確実な検疫のため探知犬の配置が必要である。また、アフリカ豚熱は感染力が強くワクチンがないことから、早急な開発が必要である。
 - (2) 国内で鳥インフルエンザが発生した場合など、まん延防止のため、早期に県の判断で行う緊急消毒も補助対象となるよう制度化が必要である。
 - (3) 公務員獣医師の安定確保のため、全ての獣医系大学において国費で授業料等の全額と生活費の一部を支給する公務員枠を設けるなどの取組が必要である。

●令和2年の台風被害について

台風10号の進路

長崎県の西側を通過したことで被害が本県だけに集中し、国の支援パッケージの対象とならなかった



全壊したメロンハウス（松浦市）



※県単独の支援対策で緊急的に復旧

●家畜伝染病への対応について

長崎県にも探知犬の配備を!!



鳥インフルエンザ防疫演習の状況



福岡空港
タンク (♂) アリーシャ (♀) シロウ (♂)



鹿児島空港 那覇空港
モモ (♀) シーザー (♂) ラスティー (♂)

●ミカンコミバエへの対応について

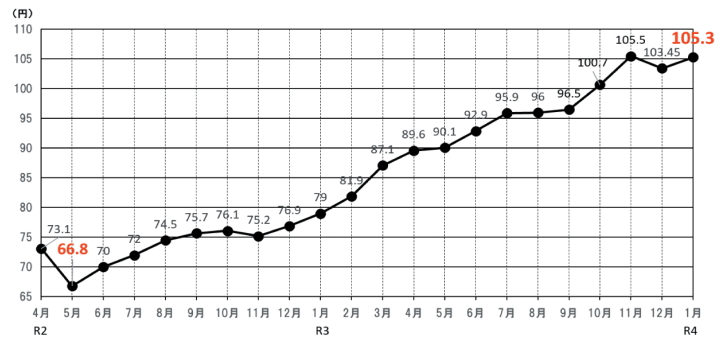


人力による防除作業



有人ヘリによる航空防除

●農業用A重油の全国平均価格の月別推移(R2.4～R4.1)



出典：農林水産省（農業物価統計調査）

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

野菜産地の維持・発展と消費者への野菜の安定供給が図られる。

(項目2)

様々なリスクから農業経営を守り、農業者の経営の安定化が図られる。

(項目3)

本県農業の持続的な経営安定が図られ、国土の保全・管理にも寄与する。

(項目4)

重要病害虫の発見後、迅速な初動防除の実施および状況に応じた対策の徹底により、本県でのまん延および定着防止が図られる。

(項目5)

畜産農家の経営安定が図れるとともに、畜産物の安定供給に寄与する。

(項目6)

施設園芸における燃油コスト低減が図られ、経営安定につながる。

(項目7)

本県農業の中心を担う畜産業の持続的な経営安定につながる。

60 林業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【農林水産省】

【提案・要望】

- 1 経営管理された森林の拡大による木材の安定供給に向けて、間伐材の生産、路網整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制整備及びこれらを効率的に進めるためのスマート林業技術の普及など、川上から川下までの総合的な取組に対する支援の拡充及び継続的な予算の確保を図ること
- 2 建築物一般における木材の利用を促進し、国産材の需要拡大を図るため、非住宅分野の木造・木質化に向けた支援を拡充すること

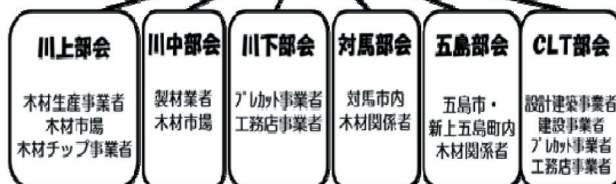
【本県の現状・課題等】

- 1 木材の安定供給に向けた総合的な取組
 林業の成長産業化に向けて、木材の生産から利用までの全ての段階において、地域林業及び木材産業の活性化のための支援が必要である。
 - (1) 森林整備にかかる事業（公共及び非公共）については、計画的な推進が不可欠であることから、安定的な当初予算の確保が必要
 - (2) スマート技術を活用した高性能林業機械への転換による収益性の向上を図るため、当初予算の確保及び補助率を1/2とする制度拡充が必要
 - (3) 令和3年度補正予算で創設された「スマート林業の全国展開に向けた導入支援事業」については、林業の生産性や安全性の向上といった課題の解決を図るため、非常に有効な支援であることから、当初予算事業としての継続とその予算確保が必要
 - (4) 木材加工流通施設や特用林産振興施設等の整備について、予算の確保が必要
- 2 建築物一般における木造・木質化
 非住宅分野の木造化・木質化については、多数の県民が利用する店舗、病院、保育園等の木造・木質化の支援や、木造建築の研修会を通じた建築士等の育成など、地域材利用の取組を進めているが、さらなる木材利用を図る必要がある。
 - (1) 木造・木質化の設計、施工、PRを実践的に行う人材育成のための体系的な研修カリキュラムの構築と実施が必要
 - (2) 建築物一般における木造・木質化の補助事業において、補助率を1/2に嵩上げすることが必要



平成26年6月に「長崎県地域材供給倍増協議会」を設立。川上・川中・川下の需給情報の共有、連携により、地域材のサプライチェーンを構築し、林業・木材産業の活性化を目指す。

長崎県地域材供給倍増協議会

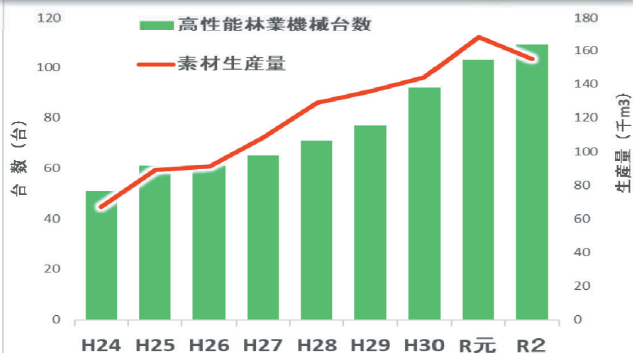


<木材の安定供給に向けた取組と効果>

スマート林業技術の普及



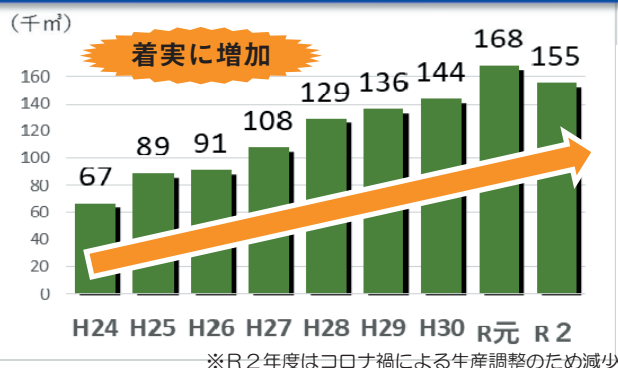
高性能林業機械数と素材生産の関係



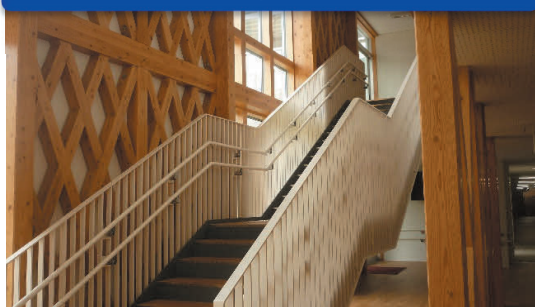
製材・加工施設の整備



素材生産量の増加



地域材の活用



本県林業のめざす姿 (R2 ⇒ R12)

搬出間伐の推進 1,604ha → 2,900ha

素材生産量 154,925m³ → 260,000m³

H24年度に比べ2.3倍の生産量

さらに **1.5倍増** を目指す

地域の活性化、雇用創出

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

スマート林業の推進を含む林業・木材産業の体制整備により、木材・製材の生産コスト低減や生産量の拡大が図られ、森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、成長産業化が可能となる。

(項目2)

建築物一般における木材利用を進めることで、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、林業・木材産業の活性化が進み、森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、林業の成長産業化が図られる。

61 農林業の収益性向上に向けた農畜産物輸出の促進について

【農林水産省】

【提案・要望】

新たな販路開拓による生産の維持拡大や農業者の所得向上のため、本県産の高品質で安全な農畜産物の輸出に関して以下の支援を行うこと

- 1 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和と協議の進展に向けた働きかけを強化すること
- 2 特に、条件が厳しい中国に対して、いちご、かんきつや牛肉など輸入品目拡大を働きかけること
- 3 輸出産地の育成や、輸出向け商品の開発、輸出ルートの構築などに対する支援を強化すること

【本県の現状・課題等】

本県では、植物検疫条件など非関税障壁が少ない香港、シンガポール等への輸出が主体であり、輸出拡大に向けて、国内輸出業者や海外輸入業者との連携強化により輸出ルートを確認し、海外バイヤーの産地招へいや海外小売店等でのフェアなどを開催することで農畜産物の輸出額は順調に拡大している。

しかしながら、周辺のアジア諸国では、多くの品目が輸出不可や規制のハードルが高いフィリピン、ベトナムや、新たな規制によりこれまで輸出できた品目でも選果こん包施設の認証等が必要になったタイなど、輸出拡大に向けた障壁が高い国が多い。特に中国は、GDPが世界2位で富裕層も多く、購入意欲も高いなど有望な輸出相手国であるものの、農産物では精米を除く品目が実質輸入停止状態であり、また、主要畜産物である和牛についてもBSEや口蹄疫の影響により輸入が禁止されている。

(本県の取組)

平成26年度に生産者、農業法人や農業団体等の生産サイドと県内外の流通業者や輸出商社など流通サイドおよび関係機関で組織する「長崎県農産物輸出協議会」を設立した。この協議会を中心として、輸出事業者の増加に向けた情報提供やセミナーの開催、初期輸出や商談会出展に対する支援、また輸出ルートの構築に向けた海外バイヤーの産地招へいや、海外小売店や飲食店での販売促進により輸出拡大を図っている。

いちご、かんきつ、かんしょ、茶において、GFPグローバル産地計画（輸出事業計画）に基づき、輸出産地の形成に向けた取組を支援している。

本県における主要農畜産物のターゲット国（地域）別輸出状況

| | いちご | 柑橘(みかん) | びわ | 牛肉 |
|--------|-----|---------|----|-----|
| 香港 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| シンガポール | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| タイ | ○※1 | △ | × | ◎ |
| フィリピン | × | × | × | △ |
| ベトナム | × | × | × | ◎ |
| 中国 | × | × | × | △ |
| 台湾 | △ | △ | △ | ◎※2 |

◎：非関税障壁が少なく現在輸出できている

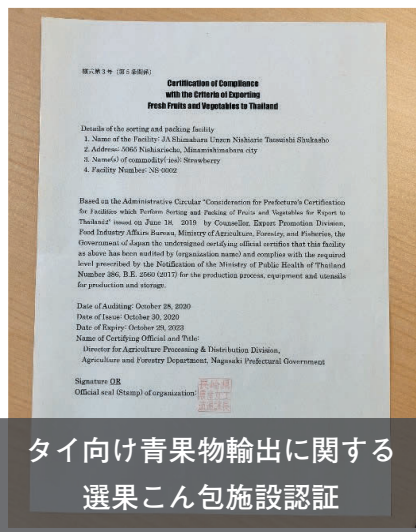
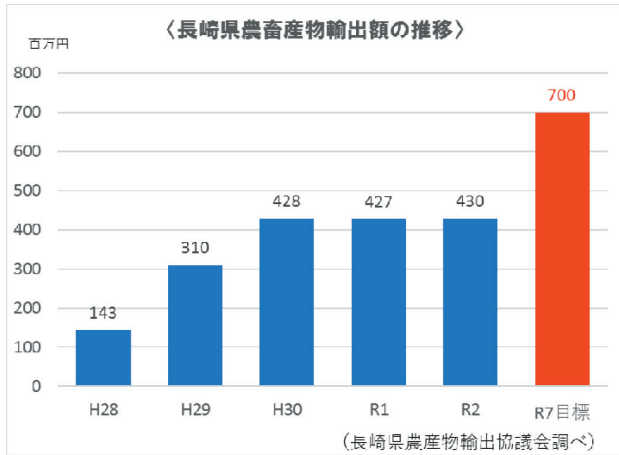
○：規制はあるが一部の産地で規制対応し輸出できている

△：非関税障壁等のため輸出できていない

×：輸出禁止

※1 一部の産地では規制対応を行ったが、更なる拡大には規制の緩和が必要

※2 2019年の規制強化により、輸出量は大幅に減少



【提案・要望実現の効果】

植物検疫条件の緩和・撤廃や畜産物の認定施設基準の緩和、放射性物質検査に関する輸入停止措置の撤廃へ向けた取組を進めることにより、県の主要な輸出産品であるいちごや和牛、主要な農産物である柑橘は、中国を含むアジアの新興国への輸出が拡大、新たな需要が生まれ、更なる輸出拡大が期待できる。

62 次代の農林業の担い手の確保・育成と農地集積について

【総務省・農林水産省】

【提案・要望】

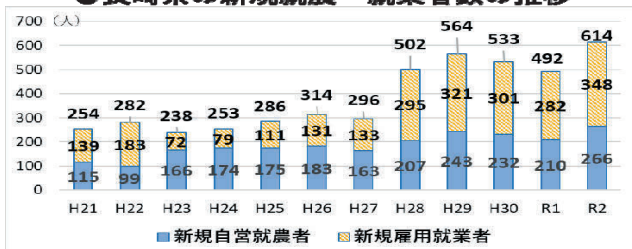
新規就農者・就業者を地域農業の担い手として早期に定着させるとともに、担い手への農地集積等を促進するため、以下の対策の充実・強化を図ること

- 1 新規就農者育成総合対策について必要な予算を確保するとともに、親元就農者に対する支援を拡充すること
併せて、経営発展支援事業の地方財政措置においては、地方負担に見合った額を措置すること
- 2 農地集積・集約化に有効な手段である農地中間管理事業について必要な予算を継続的に確保すること
- 3 諫早湾干拓事業で造成された潮受堤防等について、長寿命化・計画的な更新に引き続き取り組むこと

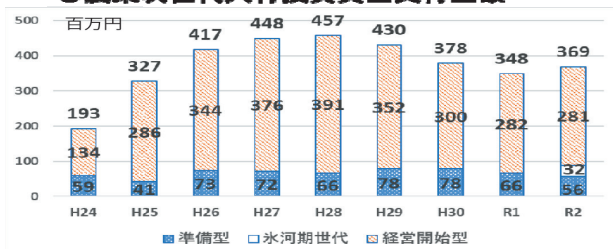
【本県の現状・課題等】

- 1 農業従事者の高齢化により農家人口が減少しており、次代を支える新規就農者の育成確保が重要であり、国の経営開始資金（旧農業次世代人材投資資金）は本県の新規就農者確保に大きく貢献してきた。新規就農者の大きな割合を占める農家子弟の就農において、経営主である親が若い場合、就農準備資金受給者の5年以内の経営継承が現実的でないケースがあるほか、農家子弟は親と異なる品目を導入するなどの新たなリスクを負わないと経営開始資金の支援を受けられないことへの不公平感があるため、事業の見直しが必要である。
 - (1) 就農準備資金の交付について、経営継承の年限要件（現在5年以内）を撤廃すること。
 - (2) 経営開始資金の交付について、農家子弟が親と同じ作目で就農する場合であっても、新たに規模拡大し設備投資を図るなど、農外からの就農者と同等のリスクを抱える場合は支援の対象とすること。
 また、新たに令和4年度から実施する経営発展支援事業について、県地方負担が生じることから、十分な地方財政措置が必要となる。
- 2 人・農地プランの中心経営体への集約化方針と産地計画の品目の作付計画を連動させた「人・農地・産地プラン」の実現に向けて、担い手の経営規模の拡大や作物ごとの団地化・ゾーニングによる生産の効率化、産地の基盤強化を図るため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を加速化する必要がある。
- 3 諫早湾干拓事業で造成された施設について、県、市、土地改良区が連携して機能保全に努めているが、経年劣化に伴う排水門等の長寿命化対策や更新整備は、施設規模や万一の場合の周辺への影響が大きく、通常の管理の範疇を超えるものについて、国営事業により計画的に長寿命化・更新を実施していく必要がある。

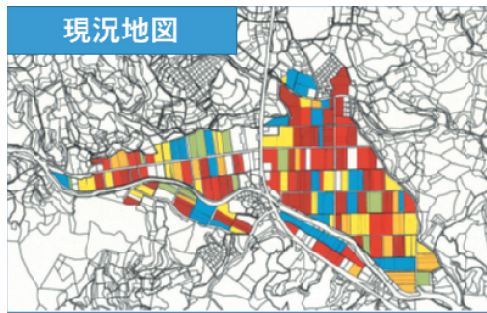
●長崎県の新規就農・就業者数の推移



●農業次世代人材投資資金交付金額

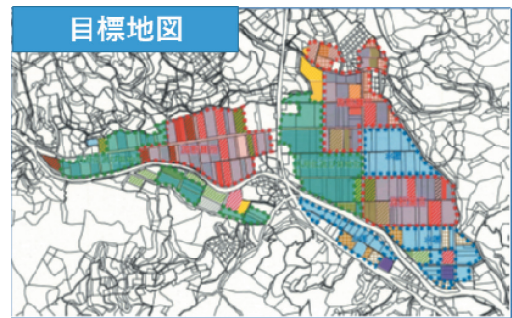


<人・農地・産地プランの実現推進>



【現状】

- ・圃場が分散し、生産の効率が悪い
- ・排水不良で、生産が安定しない
- ・高齢化が進み、担い手が不在



【目標】

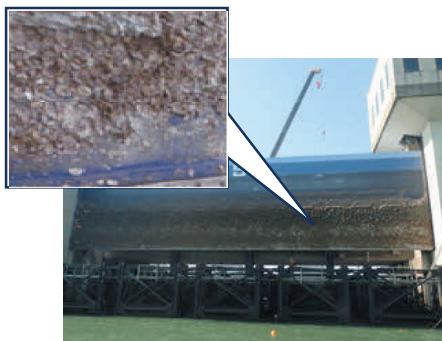
- ・担い手への農地集積・集約化
- ・作物ごとの団地化・ゾーニング
- ・農地条件整備による生産効率化

○農地中間管理事業の活用
○将来の農地利用の姿を話し合い

<諫早湾干拓事業で造成された施設の計画的な更新>



潮受堤防



排水門全景
(塗装劣化・カキ殻等の付着)



排水門開閉操作室
(室内への雨漏り)

諫早湾干拓事業で造成された施設は、高潮被害の防止及び湛水被害の軽減のための重要施設であるが、造成後10～20年以上が経過し老朽化が進行しており、計画的な更新が必要である。

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

新規就農・就業時のリスクの軽減及び所得の確保等により、円滑に経営確立が図られることで、農家子弟の着実な就農及び農外・県外の就農希望者を呼び込む取組が効果的に働き、本県の新規就農者・就業者数の増大が図られる。

(項目2)

農地中間管理事業が継続されることにより、担い手への農地集積・集約化が期待できる。

(項目3)

諫早湾干拓事業で造成された施設について、今後、施設の老朽化が進むため、国営事業により計画的に排水門等の更新整備を実施していくことで、永続的な地域の防災・減災の維持につなげることができる。

63 農山村の維持活性化のための担い手確保と地域ビジネスの展開について

【農林水産省】

【提案・要望】

- 1 人口減少が激しい農山村の維持・活性化を図り、次の世代につなぐためには、集落の担い手の確保が喫緊の課題であることから、都市部との交流人口の拡大や移住者の受入態勢整備など多様な担い手を集落に呼び込むための新たな支援制度を創設すること
- 2 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の推進を図るため、地方自治体等が必要とする推進交付金を含め、必要な予算を確保すること
- 3 農林水産物等の地域資源を利用した地域ビジネスの展開による所得の確保に向け、以下の支援を行うこと
 - (1) 地域内流通・情報発信拠点となる直売所や加工施設等のハード整備、農産物集配、移動販売の活動促進や農泊推進等のソフト対策について、引き続き農山漁村振興交付金の予算を確保すること
 - (2) 農林漁業者等の6次産業化や販売多角化等の取組による所得向上に向け、必要な予算の確保を図ること

【本県の現状・課題等】

- 1 離島・中山間地域が多く厳しい条件にある本県において、本県独自に県と市町の連携のもと令和2年度からモデル集落を設定し、専業農家にこだわらず兼業農家など多様な担い手を集落に呼び込む移住・定住対策や交流人口の拡大に取り組んでいるが移住者の居住環境の整備等受入態勢整備が課題であり、こうした取組を広げるためには国の支援が不可欠である。
- 2 多面的機能支払、中山間地域等直接支払について、農山村の多面的機能の維持・発揮に大きな効果を上げているが、一方で、高齢化による参加者の減少やリーダー、役員の不足により活動の継続が危ぶまれている。そのため、本県では、市町等と連携して活動組織の広域化を進めるとともに、土地改良区の合併推進や多面的機能支払の活動組織との協力体制の構築に取り組んでいるが、推進交付金（事務費）は年々減額されている。また、多面的機能支払交付金についても、資源向上活動（長寿命化）の予算が不足しているため、十分な予算の確保が必要である。
- 3 地域ビジネスの展開による所得の確保について、本県では、農山漁村振興交付金を活用し、地域活性化の拠点となる直売所の農産物集配、移動販売、加工販売など地域の実情に応じた取組を支援するとともに、農泊においては、情報発信や誘客対策、受入態勢強化等に取り組んでおり、今後、集落への定着に必要な地域全体で稼ぐ仕組みの構築に向けて、引き続き予算確保が必要である。

また、地域資源を活用した6次産業化等の取組による農林漁業者等の所得向上を促進するためには、6次産業化等に意欲のある生産者等に対して実現性のある計画づくりや多様な分野の課題に対する専門家の相談支援等が重要となることから、十分な活動予算並びに施設整備予算の確保が必要である。

●農山村集落の現状と移住・定住の取組

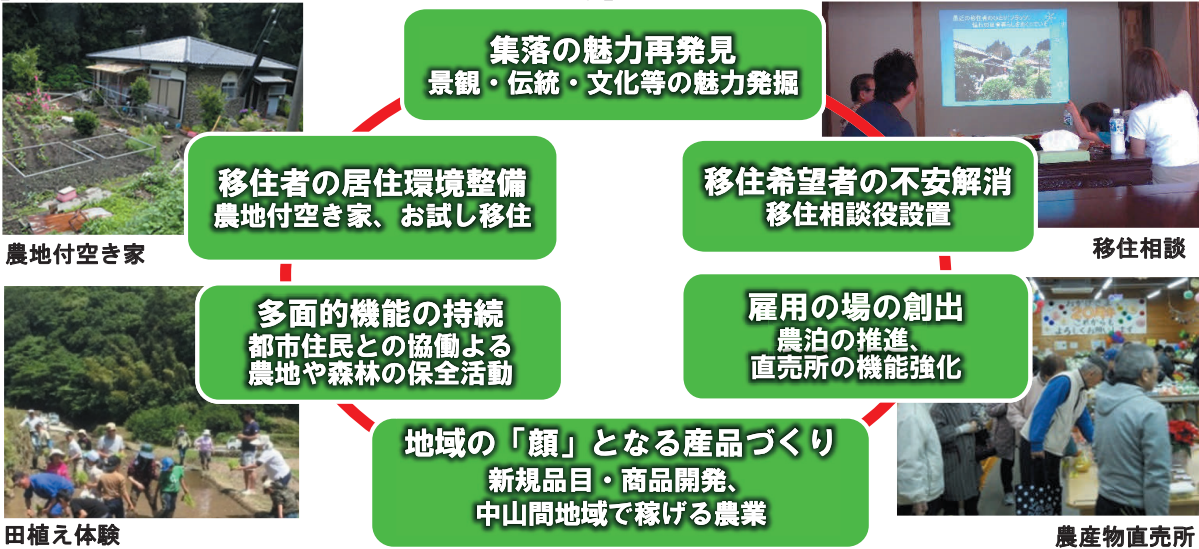
本県の農山村集落では、担い手不足により集落機能を維持できない集落の増加が懸念される。そのため移住・定住の取組を支援するモデル集落を設定し、集落の維持・活性化を図る。

【中山間地域等直接支払の協定集落における10年後の取組意向】

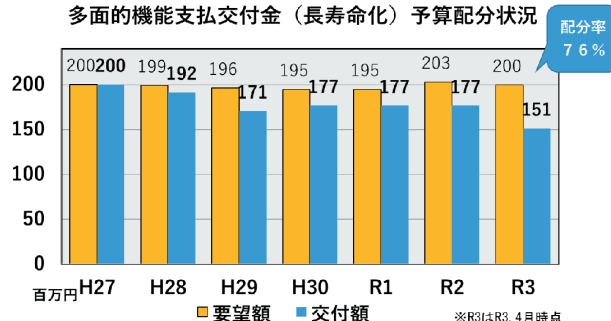
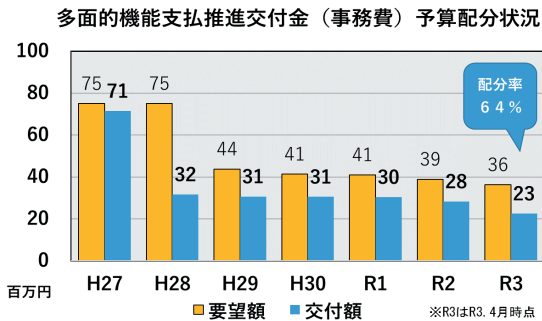
平成29年 県調べ



【持続可能な集落を実現するための受入態勢整備】



●多面的機能支払交付金にかかる本県への予算配分状況



【提案・要望実現の効果】

（項目1）

農山村集落における移住・定住の促進等により、多様な担い手を確保することで、農山村の持続的発展が図られる。

（項目2）

多面的機能を維持・発揮することで、国土保全や水源のかん養など地域住民を始め、都市住民が様々な恩恵を受けることができる。

（項目3）

直売所を核とした地域内流通・情報発信拠点の活動強化を図り、農泊等の交流人口拡大の取組と連携することで、地域資源を活用した所得と雇用機会が確保される。

農山村地域において地域資源を活用した6次産業化等が進むことにより、新商品開発や新たなビジネスが展開され、農林業者の経営が多角化し、地域農業の活性化が図られる。

64 鳥獣被害防止対策の強化について

【農林水産省、環境省】

【提案・要望】

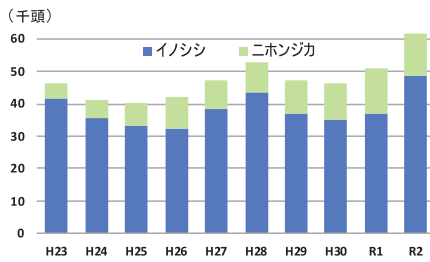
農山村における野生動物による農林業被害、生活環境被害、生態系被害対策として以下の支援を行うこと

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）について、必要な予算を確保すること
特に捕獲の強化および耐久性の高い防護柵整備や県の先進的な取組のための予算を十分に確保すること
- 2 イノシシによる農作物等の被害防止対策を効率的かつ効果的に実施するため、精度の高い生息数推定手法を確立するとともに、農作物を食害するカモの生態や新たな被害防止対策等の研究を進めること
- 3 野生動物の市街地出没対策を強化し、人身事故発生防止策を講じること
- 4 銃器の取扱い経験が豊富な人材を捕獲の担い手として活用するため、自衛官・警察OBへの働きかけを行うとともに、狩猟免許の取得や保持に係る負担軽減など捕獲従事者の確保・育成対策の充実を図ること
- 5 国内希少野生動植物種ツシマヤマネコの保護を図るべき対馬において、減少の兆しが見えないニホンジカ対策を引き続き国が主導し進めること
また、西海国立公園五島列島地区において、生物多様性確保の観点から、ニホンジカによる生態系被害対策を国が率先して講じること

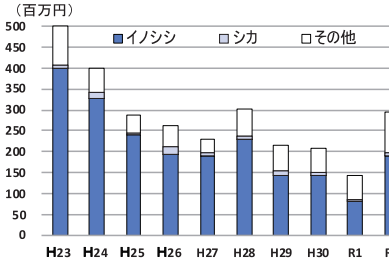
【本県の現状・課題等】

- 1 被害対策交付金の予算確保
本県では、年間4～5万頭のイノシシ、ニホンジカが捕獲されており、捕獲経費の支援継続に加え、本県においては耐用年数前に劣化している防護柵が多く見られることから、耐久性の高い防錆仕様の防護柵の導入や交換・補強に伴う予算の確保が必要である。
- 2 イノシシ、カモの被害防止対策
イノシシについては、生息数の把握手法が確立できていないことから、生息数の低減につながる捕獲目標の設定に苦慮している。また、カモの生態に不明な点があるとともに、被害防止技術も十分確立できていない。
- 3 市街地対策の強化
野生鳥獣による生活環境被害が増加しており、県では市街地出没対応マニュアルを作成し、被害防止に努めているが、国の支援は農林業被害対策にとどまっており、人身事故の防止を目的とした防護柵の整備や捕獲、追い払い等への支援制度は未整備である。
- 4 捕獲の担い手対策
高齢化等により銃猟免許所持者が減少する中、銃器の取扱い経験者の免許取得を促進するなど、新たな捕獲の担い手の確保が求められる。
- 5 生物多様性保全上重要な保全地域における捕獲対策
ツシマヤマネコの生息地である対馬市では、環境省主催の「対馬ニホンジカ対策戦略会議」の構成機関（国、県、市）が連携し重点的な捕獲を実施してきたが、今後、効果的捕獲を進めるための実施結果の検証および他地域への展開等について、引き続き国が主導し実施していくことが必要である。
また、西海国立公園五島列島地区でも、シカ食害による下層植生の衰退や土壌流亡に伴う景観の質の低下が顕在化しており、国による調査及び捕獲の推進が必要である。

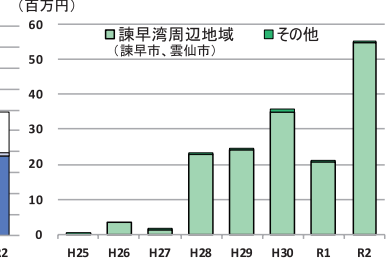
<県内のイノシシ及びニホンジカ捕獲頭数>



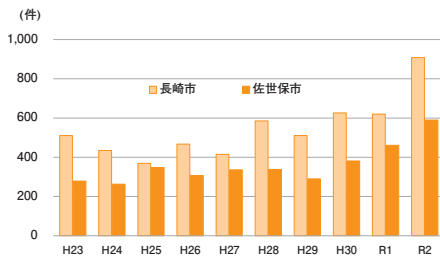
<県内の野生鳥獣による農作物被害額>



<県内のカモによる農作物被害額>



<県内主要都市の野生鳥獣による生活環境被害件数>



<ニホンジカの適正頭数と生息頭数>

(単位: 頭)

| | 適正頭数 | 推定生息頭数 [※] | 生息頭数/適正頭数 |
|------|-------|---------------------|-----------|
| 対馬 | 3,500 | 41,700 | 約12倍 |
| 五島列島 | 1,500 | 4,503 | 約3倍 |



※糞塊法による (対馬はR1、五島列島はH30調査)

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

有害鳥獣の捕獲経費の十分な支援と長期利用に耐える防護柵の計画的な導入や交換・補強により、農作物被害軽減に向けた取組が強化される。

(項目2)

イノシシの生息数推定を踏まえた戦略的な被害防止対策の立案が可能となり、対策の効率化と被害の低減につながる。また、カモに対する効果的な被害対策が可能となり、カモによる農作物被害の軽減が図られる。

(項目3)

市街地への出没に対する防護や捕獲対策等を実施することで、人身事故等の未然防止による住民生活の安全が図られる。

(項目4)

銃器の取扱い経験があり、かつ法令順守意識と指導力の高い自衛官・警察官OBの狩猟免許取得の促進などにより、新たな捕獲の担い手が確保される。

(項目5)

ニホンジカの捕獲を推進することで生態系被害が軽減され、ツシマヤマネコをはじめとする国内希少野生動物種の生息生育地や優れた自然を有する国立公園における生物多様性の保全が図られる。